



長野県報

11月13日(木)
平成20年
(2008年)
第2016号

目 次

告 示

地方バス運行対策費補助金交付要綱の一部改正（交通政策課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）、住所及び売りさばき場所の変更（会計課）	5

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	6
平成21年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士後期課程の学生の第2次募集（医療政策課）	6
平成21年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）学生の第2次募集（医療政策課）	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	8
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	8
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	9
一般競争入札（管財課）	9
一般競争入札（2件）（住宅課）	10
一般競争入札（2件）（道路管理課）	11
特定調達契約に係る落札者の決定（5件）（道路管理課）	13
警備業法に基づく検定（生活安全企画課）	14
一般競争入札（人材育成課）	15

告示

長野県告示第613号

地方バス運行対策費補助金交付要綱（平成14年長野県告示第21号）の一部を次のように改正し、平成20年度の補助金から適用します。

平成20年11月13日

長野県知事 村井 仁

第2に次の1号を加える。

(9) 乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益

補助対象期間の乗合バス事業者の補助対象路線の経常収益を補助対象期間の補助対象路線の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。

別表第2の2を同表の3とし、同表の1の次に次のように加える。

2 経営改善促進支援事業補助金

補助対象事業者	補助対象路線	補 助 対 象 経 費	補助対象経費の限度額	補 助 率
連続する2事業年度において生活交通路線維持費補助金の補助対象事業者に該当する者	次の(1)及び(2)又は(3)の要件を満たす者が運行する生活交通路線 (1) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用がキロ当たり標準経常費用を下回っていること。 (2) 申請年度の乗合バス事業者キロ当たり経常費用が前年度の乗合バス事業者キロ当たり経常費用を下回っていること。 (3) 申請年度の乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益が、前年度の乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益を上回っていること。	1 次の(1)に(2)又は(3)のいずれか多い額を加えた額とする。 (1) (キロ当たり標準経常費用 - 乗合バス事業者キロ当たり経常費用) × 実車走行キロ × 5% (2) (前年度の乗合バス事業者キロ当たり経常費用 - 申請年度の乗合バス事業者キロ当たり経常費用) × 実車走行キロ × 20% (3) (申請年度の乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益 - 前年度の乗合バス事業者キロ当たり補助路線経常収益) × 実車走行キロ × 20% ただし、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、(1)に(2)又は(3)のいずれか多い額を加えた額 × 当該生活交通路線の総キロ程 - 競合区間に係るキロ程とする。 2 補助対象経費の額は平均乗車密度が5人未満の生活交通路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。	生活交通路線維持費補助金における補助対象経費の2分の1に相当する額	補助対象経費の2分の1以内

別表第3中

「
生活交通路線維持費補助金
生活交通路線維持費補助金交付申請書
(様式第1号)
」

「
生活交通路線維持費補助金及び経営改善促進支援事業補助金
生活交通路線維持費補助金及び経営改善促進支援事業補助金交付申請書
(様式第1号)
」

「
生活交通路線維持費補助金交付申請取下書
(様式第3号)
」

別表第4中

「
生活交通路線維持費補助金及び経営改善促進支援事業補助金交付申請取下書
(様式第3号)
」

に、

「
生活交通路線維持費補助金交付請求書
(様式第4号)
」

「
生活交通路線維持費補助金及び経営改善促進支援事業補助金請求書
生活交通路線維持費補助金及び経営改善促進支援事業補助金請求書
(様式第4号)
」

に改める。

を

に、「生活交通路線維持費補助事業変更承認申請書」を「生活交通路線維持費補助事業及び経営改善促進支援事業補助事業変更承認申請書」に改める。

持費補助事業及び経営改善促進支援事業補助事業変更承認申請書」に、「生活交通路線維持費補助事業中止（廃止）承認申請書」を「生活交通路線維持費補助事業及び経営改善促進支援事業補助事業中止（廃止）承認申請書」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号)

番号
年月日

長野県知事

殿

名称及び代表者氏名
所 在 地

印

年度生活交通路線維持費補助金及び経営改善促進支援事業補助金交付申請書

年度生活交通路線維持費補助金及び経営改善促進支援事業補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

○ 生活交通路線維持費補助金

運行系統数	補助金の額
	千円

○ 経営改善促進支援事業補助金

運行系統数	補助金の額
	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請事業者の概要

補助対象 期間の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用	□
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ	km				経常収支率	%

(注) 乗合バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除くこと。

4 キロ当たり補助対象経常費用

補助 ブロック名	乗合バス事業者キロ当 たり経常費用(実績) □ ÷ □ = □	地域キロ当たり 標準経常費用 □	キロ当たり補助対象経常費用
			□又は□のいずれか少ない方の額 示
	円 錢	円 錢	円 錢

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、「長野」を記載すること。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（要綱第2の(3)で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を補助対象期間の損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間（要綱第2の(3)で定める期間）の損益状況の欄中乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めてこと。
4. 補助申請に係る運行系統の概要及び補助申請額は、系統ごとに申請番号をかえて記載すること。なお、補助ブロックが2つ以上ある場合についても、一連番号とすること。
5. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
6. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
7. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
8. 「同一補助ブロック県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる県外乗入部分は□に記載すること。
9. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程□補助ブロック外乗入部分のキロ程□同一補助ブロック県外乗入部分のキロ程□）に係るキロ程を記載すること。
10. 「補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率□」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
11. 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
12. 「平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
13. 「補助対象経費」の欄は、□（平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は□の金額を記載し、記載がない場合は□の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
14. 「補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
15. 県外乗入部分がある場合は、該当する系統について、県名を付して県外乗入部分について同様に記載すること。なお、申請書の「補助金の額」の欄は、県外乗入部分を含めた合計額を記載すること。
16. □の値は、□の合計欄、□の値は□の合計欄に相当する値（単位未満切捨て）を記載すること。
17. □及び□については、改善があったものを記載すること。
18. □欄までは必ず記載することとし、経営改善促進支援事業補助金の対象とならない場合は□欄以降記載しなくてもよい。その場合、「1 交付を受けようとする補助金の額」の系統数及び補助金の額欄には「-」を記載すること。
19. □欄は、□欄の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（要綱第2の(3)で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
2. 様式第2号の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る。）
3. 経常収益が経常費用（自社単価を使用したもの）の20分の11に満たない路線がある場合は、市町村が補助することにより経常収益並びに当該市町村の補助額の合計額が経常費用の20分の11に相当する額に達することを証する書類

様式第3号中「生活交通路線維持費補助金」の次に「及び経営改善促進支援事業補助金」を加える。

様式第4号中「生活交通路線維持費補助金」の次に「及び経営改善促進支援事業補助金」を加える。

様式第5号中「生活交通路線維持費補助事業」の次に「及び経営改善促進支援事業補助事業」を加える。

様式第6号中「生活交通路線維持費補助事業」の次に「及び経営改善促進支援事業補助事業」を加える。

交通政策課

長野県告示第614号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成20年10月28日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）、住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成20年11月13日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	セブンイレブン諏訪武津店	諏訪市四賀武津67	諏訪市四賀武津67
旧	セブンイレブン諏訪中州店	諏訪市四賀赤沼 1557	諏訪市四賀赤沼 1557

会計課